

Q1-5)

個人からの寄付金は、
受配者指定寄付金の対象となりますか。

A) 個人が寄付する場合も、受配者指定寄付金を利用し寄付金控除の適用を受けることはできますが、学校法人へ寄付者が直接寄付のできる「特定公益増進法人」への寄付の制度と同じ税制上の優遇措置となりますので、原則事業団では取り扱いません。

※個人の寄付者が「特定公益増進法人」に対する寄付金による税の優遇措置を受けるには、学校法人が発行する(1)特定公益増進法人の証明の写し(2)寄付金受領書が必要となります。なお、特定公益増進法人の証明の申請先は、所轄庁(文科省もしくは都道府県)となります。

Q1-6)

受配者指定寄付金において
学校法人の募金期間に制限はありますか。

A) 受配者指定寄付金は、随時教育もしくは研究に必要な費用または募金に充てるための寄付を受けつけます。
ただし、学校等新設に係る受配者指定寄付金の利用については、事前にご相談ください。

Q1-7)

校舎建設を対象に募金を開始する場合、
着工前からでも寄付の受入れはできますか。

A) 将来の建設事業については、その実施が確実であれば、寄付の募集は可能です。ただし、寄付金の配付申請は、対象事業への支払いが生じる時になります。

Q1-8)

平成22年10月より、法人税法の改正によって、いわゆる「100%グループ内法人間の寄付」においては、寄付金を支出した法人の当該寄付金が損金に算入されないこととなったようですが、学校法人の100%出資子会社等(以下「子会社等」という。)が当該学校法人に受配者指定寄付金制度を利用して寄付をした場合、損金に算入できますか。

A) 損金に算入できます。
平成22年10月の改正により、一般企業等が子会社から寄付を受けた場合は「子会社側において損金に算入せず(法人税法第37条第2項)、寄付を受けた親会社側も益金に算入しない(同法第25条第2項)」となりましたが、学校法人においては、寄付金収入が益金とは扱われないため、同法第37条第2項の規定の適用を受けません。
なお、その学校法人の子会社等によるその学校法人への寄付金の支出額が、その子会社等の決算期直前

において、寄付先の事業で必要とされている金額ではなく、その子会社等の当期純利益を念頭に決定されたものであるなど、緊急を要するものに充てられることが現実でなく、その子会社等の利益調整に利用する目的で行われたものである場合には、適正・公正な課税の観点から適当ではないため、受配者指定寄付金として全額損金算入できないこととなる場合があります。

Q1-9)

既存の学校法人ですが、
新たな学校の設置にあたり経費の一部を
寄付金で賄う計画があります。募金活動にあたり
受配者指定寄付金制度を利用したいのですが、
留意点について教えてください。

A) 既存の学校法人が、新設学校の設置(学部、学科等の新設を含む。以下同じ。)の費用に受配者指定寄付金制度を利用する際の、主な留意点は次のとおりです。

(1) 寄附行為の変更認可

新設学校の設置に必要な財源の一部を寄付金で賄うために受配者指定寄付金を利用して募金活動する際には、募金の開始以前に新設学校の設置に係る寄付金募集を行うための寄附行為の変更認可が必要です。(昭和62年3月16日付け文高行第110号「学校、学部等の新設のための寄付金に関する所得税法及び法人税法上の取扱いについて(通知)」及び平成11年5月24日付け文高行第58号「日本私立学校振興・共済事業団を通じた受配者指定寄附金制度の拡充について(通知)」参照)寄附行為の変更認可を受けた後、寄附行為変更認可書及び変更後の寄附行為の写しを事業団に提出してください。

(2) 募金スケジュールの検討

認可申請時に設置に必要な財源を、その財源計画等において全額自己財源として収納していなければならぬケースなどがあり、寄付金の必要時期にあった募金スケジュール作成が必要となります。なお、事業団が寄付金を受入れてから学校法人に寄付金を配付するまでの期間は、配付申請から1か月程度かかりますので、ご注意ください。

(3) 寄付者の確保

受配者指定寄付金では広く一般に募集されている必要がありますので一社のみで設置財源をすべて賄うことのないようにしてください。

また、設置認可の審査等では、寄付者との関係等により寄付金として設置経費に算入されない場合がありますので注意が必要です。なお、設置経費として算入されない寄付者の取扱いについては所轄庁にご相談ください。

※主な留意点は以上となりますが、学校等新設に係る受配者指定寄付金の利用については、通常の事務手続きと異なる部分がありますので、事前にご相談ください。